

三次市教育委員会議案第 59 号

三次市美術館あーとあい・きさ設置及び管理条例施行規則案を次のように提出する。

平成 21 年 3 月 18 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市美術館あーとあい・きさ設置及び管理条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、三次市美術館あーとあい・きさ設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 30 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（作品等の寄附又は寄託）

第 2 条 美術館あーとあい・きさ（以下「美術館」という。）は、作品等の寄附又は寄託を受けることができる。

2 寄附又は寄託をしようとする者は、美術作品等物件の（寄附・寄託）申込書（様式第 1 号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項により寄附又は寄託を受けたときは、美術作品等物件の（受領・受託）書（様式第 2 号）を交付するものとする。

（寄託作品等の免責）

第 3 条 天災地変その他不可抗力により、寄託作品等が損傷し、又は滅失したときは、教育委員会は、その賠償の責めを負わない。

（美術館外貸出）

第 4 条 芸術、文化、学術及び教育に関する機関、団体等が作品等の貸出しを受

けようとする場合は、美術館あーとあい・きさ所蔵物件館外貸出申請書（様式第3号）により申請し、美術館あーとあい・きさ所蔵物件館外貸出承認書（様式第4号）の交付を受けるとともに、美術館あーとあい・きさ所蔵物件借用書（様式第5号）を提出しなければならない。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の三次市美術館あーとあい・きさ設置及び管理条例施行規則（平成16年三次市規則第31号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第 1 号 ( 第 2 条関係 )

美術作品等物件の ( 寄附・寄託 ) 申込書

年 月 日

三次市教育委員会 様

住所

氏名

印

私の所有に係る次の物件を美術館あーとあい・きさへ ( 寄附・寄託 ) いたしたく申し込みます。

物件の種別	作品名	作者	数量	材料・用途等	備考

寄託の場合はその期間

年 月 日から 年 月 日まで

永久

様式第 2 号 ( 第 2 条関係 )

美術作品等物件の ( 受領・受託 ) 書

第 号  
年 月 日

様

三次市教育委員会 印

年 月 日付けで申込みのあった次の物件を ( 受領・受託 ) いたしました。

物件の種別	作品名	作者	数量	材料・用途等	備考

受託の場合はその期間

年 月 日から 年 月 日まで

永久

様式第3号（第4条関係）

美術館あーとあい・きさ所蔵物件館外貸出申請書

年 月 日

三次市教育委員会 様

住所

氏名

印

次のとおり貴美術館所蔵物件の館外貸出しを申請いたします。

借用の目的					
借用期間	年 月 日 ~		年 月 日		
利用機関名					
物件の種別	作品名	作者	数量	材料・用途等	備考

様式第4号（第4条関係）

美術館あーとあい・きさ所蔵物件館外貸出承認書

第 号  
年 月 日

様

三次市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった次の物件についての館外貸出しを承認いたします。

貸出事由					
貸出期間	年 月 日		~	年 月 日	
使用機関名					
物件の種別	作品名	作者	数量	材料・用途等	備考

様式第 5 号（第 4 条関係）

美術館あーとあい・きさ所蔵物件借用書

年 月 日

三次市教育委員会 様

借用者（機関・責任者）

⑩

貴美術館の所蔵物件を次のとおり借用いたします。

1 物件の名称

2 借用の目的

3 借用の期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 借用に伴う誓約事項

- (1) 借用の物件を目的以外に使用することはありません。
- (2) 借用の物件は常に良好な状態（適正な温度・湿度の保持，厳重な物品管理等）で保管します。
- (3) 万一，借用品を失い，又は汚損したときは，借用者において一切の責任を負います。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか，借用品の取扱いにつきましては，貴美術館の指示に従います。